

# 都市ガス普及特約割引 【付帯契約型】

(小売選択約款)

令和2年9月1日実施

若松ガス株式会社

## 目 次

1. 用語の定義 .....	1
2. 付帯契約の種別・割引率 .....	1
3. 適用条件 .....	1～2
4. 付帯契約の締結及び契約期間 .....	2
5. 料 金 .....	2～3
6. この小売選択約款の変更 .....	3
7. 契約の解約 .....	3
8. そ の 他 .....	3
付 則	
1. 実施の期日 .....	4
2. 契約期間内における主契約の変更 .....	4
3. この小売選択約款の実施に伴う措置 .....	4
別 表 .....	5

## 1. 用語の定義

この小売選択約款において使用する定義は、次のとおりといたします。

- (1)「付 帯 契 約」…ガスの供給及び使用に関する契約（以下、「ガス使用契約」といいます。）に付帯して締結する契約をいいます。
- (2)「主 契 約」…この小売選択約款にもとづく付帯契約の対象となるガス使用契約で、当社が定める次の①から④のうち、いずれかの約款にもとづくものをいいます。
  - ① ガス小売供給約款
  - ② 小売選択約款 あったか得々プラン（家庭用温水暖房契約）
  - ③ 小売選択約款 トリオガスプラン（家庭用厨房・給湯・暖房契約）
  - ④ 小売選択約款 エコほっとプラン（家庭用高効率給湯契約）
- (3)「専 用 住 宅」…居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分が無い住宅をいいます。
- (4)「併 用 住 宅」…店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (5)「新 築」…新たに住宅を建築することをいいます。
- (6)「他 燃 料 切 替」…オール電化住宅またはプロパンガス・灯油などを熱源とする都市ガスを使用していない住宅が、新たに都市ガスへ燃料転換することをいいます。
- (7)「給 湯 機 器」…温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。
- (8)「給湯機器切替」…当社都市ガスを使用している住宅で、電気または灯油等を熱源とする給湯機器を新たに都市ガスへ燃料転換することをいいます。
- (9)その他の用語については、主契約の「用語の定義」のとおりといたします。

## 2. 付帯契約の種別・割引率

この小売選択約款にもとづく付帯契約の種別（以下、「割引種別」といいます。）及び割引率は、別表のとおりといたします。

## 3. 適用条件

この選択約款は、次の(1)から(4)に定める条件を全て満たし、お客さまが希望する割引種別の適用条件（(5)(6)(7)のいずれか）を満たした場合に適用いたします。

- (1)主契約を締結していること。
- (2)戸建住宅または2世帯住宅であって、次の①または②のいずれかであること。
  - ① 専用住宅又は当社が専用住宅に準ずると認めた建物であること。
  - ② 併用住宅で、業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用でガスメーターが設置されていて、居住部分で使用すること。
- (3)原則、住宅の所有者と主契約の締結者が同一名義であること。
- (4)主契約の料金の支払いを、原則、口座振替又はクレジットカードによりお支払いいただくこと。
- (5)新築割の場合  
次に掲げる①から③の全てに該当すること。
  - ① 新たにガスを使用開始する住宅が新築であること。
  - ② 新築した住宅の完成日等が12か月以内であること。この場合、完成日等が判別できる書類

を確認させていただくことについて承諾していただけること。

③ 令和2年9月1日以降に当社の供給する都市ガスを使用開始すること。

#### (6) 他燃料切替割の場合

次に掲げる①から③の全てに該当すること。

- ① 他燃料切替により、新たにガスを使用開始する住宅であること。ただし、同一需要場所で既にこの小売選択約款で定める新築割、他燃料切替割、給湯機器切替割を適用していないこと。
- ② 他燃料切替をした住宅の工事完了日が12か月以内であること。
- ③ 令和2年9月1日以降に当社の供給する都市ガスを使用開始すること。

#### (7) 給湯機器切替割の場合

次に掲げる①から④の全てに該当すること。

- ① 給湯機器切替をした住宅の工事完了日が12か月以内であること。
- ② 給湯ガス消費量が28kw以上の機器であること。
- ③ 同一需要場所で既にこの小売選択約款で定める新築割、他燃料切替割、給湯機器切替割を適用していないこと。
- ④ 令和2年9月1日以降に給湯機器切替を行った住宅であること。

## 4. 付帯契約の締結及び契約期間

- (1) この小売選択約款にもとづく付帯契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。また、割引種別を変更しようとするときも同様といたします。
- (2) この小売選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) この小売選択約款にもとづく付帯契約の申し込みは、別表の割引種別のいずれか一つとしていただきます。
- (4) 新築割、他燃料切替割の契約期間は契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日（以下「適用開始日」といいます。）から60か月目の定例検針日までといたします。
- (5) 給湯機器切替割の契約期間は契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日（以下「適用開始日」といいます。）から36か月目の定例検針日までといたします。

## 5. 料金

当社は、各料金算定期間の料金（主契約にもとづき算定した基本料金と従量料金の合計額（以下、「主契約ガス料金」といいます。））に別表の割引種別の割引率を次の(1)または(2)の方法により適用して算定し、この小売選択約款にもとづく付帯契約での料金とします。

### (1) 主契約ガス料金が早収料金の場合

- ① 主契約ガス料金（早収料金）に割引率を乗じ割引額を求めます（小数点以下の端数切上げ）。
- ② 主契約ガス料金（早収料金）から①の割引額を差し引いた金額を、この小売選択約款にもとづく付帯契約での早収料金（以下、「割引後早収料金」といいます。）といたします。

(2)主契約ガス料金が遅収料金の場合

- ① 割引後早収料金を3パーセント割増した金額を、この小売選択約款にもとづく付帯契約での遅収料金（以下、「割引後遅収料金」といいます。）といたします（小数点以下の端数切捨て）。
- ② 割引後遅収料金のお支払い方法は、ガス小売供給約款に定める遅収料金の支払い方法に準じ、早収料金を割引後早収料金として、遅収料金を割引後遅収料金として取扱います。

**6. この小売選択約款の変更**

- (1)当社は、主契約の供給条件等の変更に伴い、この小売選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件等は、変更後の小売選択約款によります。
- (2)当社は、ガス小売供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社が主契約の供給条件等のみを変更する場合は、主契約の供給条件等の規定によります。

**7. 契約の解約**

- (1)お客さまがこの小売選択約款にもとづく付帯契約を解約される場合は、あらかじめその解約期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2)この小売選択約款にもとづく付帯契約は、お客さまが当社に通知された解約期日に解約されます。
- (3)お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又はこの小売選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの小売選択約款にもとづく付帯契約を解約することができます。
- (4)当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（3.適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、この小売選択約款にもとづく付帯契約を相互に解約できるものといたします。
- (5)主契約を解約した場合、当該解約の日をもってこの小売選択約款にもとづく付帯契約の解約期日といたします。

**8. その他**

この小売選択約款に定めのないその他の事項については、主契約の供給条件等に定めるとおりといたします。

## 付 則

### 1. 実施の期日

この小売選択約款は、令和2年9月1日から実施いたします。

### 2. 契約期間内における主契約の変更

この小売選択約款の適用を受けているお客さまが、この小売選択約款にもとづく付帯契約の契約期間内で既に締結している主契約を解約し、別の主契約を締結する場合は、締結後の主契約の供給条件等にかかわらずこの小売選択約款にもとづく付帯契約の契約期間を引き継ぐこととします。この場合、この小売選択約款にもとづく付帯契約の料金は、新たに契約を締結した主契約ガス料金をもとに算定するものとします。

### 3. この小売選択約款の実施に伴う措置

この小売選択約款の実施に伴い、令和2年9月1日時点で主契約を締結しているお客さまにあつては、3.適用条件(5)③及び(6)③を令和2年1月1日と読み替えるものとします。なお、令和2年1月1日からこの小売選択約款の実施日までにガス使用開始時の主契約を解約し、別の主契約を締結されたお客さまについては、この小売選択約款にもとづく付帯契約を申し込まれたときに締結している主契約にて申し込みをしていただき、当社が承諾をした日を契約成立日といたします。その場合の契約期間は、この小売選択約款にもとづく付帯契約の契約成立日以降の最初の主契約に定める定例検針日の翌日を契約開始日とし、契約開始日以降60回目の定例検針日までといたします。

## 別 表

### 割引種別、割引率及び契約期間

この小売選択約款で定める付帯契約の割引種別、割引率及び契約期間は次のとおりといたします。

割引種別	割引率（1か月につき）	契約期間
新築割	10パーセント	60か月
他燃料切替割	10パーセント	60か月
給湯機器切替割	10パーセント	36か月